

新運整第 11 号の4
令和 5 年 4 月10日

旅客自動車運送事業者 各位
貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（令和 5 年 3 月 31 日付け北信交旅第 1007 号、北信交監第 156 号、北信技保第 143 号及び北信交貨第 285 号、北信交監第 157 号、北信技保第 144 号）のとおり通知がありましたので了知願います。

国自安第 154 号
国自旅第 572 号
国自整第 278 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 安全政策課長
旅 客 課 長
整 備 課 長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）
※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 5 年 3 月 31 日 国自安第 154 号 国自旅第 572 号 国自整第 278 号	制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 4 年 12 月 28 日 国自安第 122 号 国自旅第 380 号 国自整第 211 号
第 24 条 点呼等 (1) <u>業務前、業務途中及び業務後</u>の点呼等の実施（第 1 項から第 3 項まで） ① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）</u>が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。 ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条第 1 号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成 3 年運輸省告示第 340 号）第 1 項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であって、<u>運転者等</u>が営業所以外の地で<u>業務を開始又は終了すること</u>となることにより、<u>業務前点呼又は業務後点呼</u>を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導すること。	第 24 条 点呼等 (1) <u>乗務前、乗務途中及び乗務後</u>の点呼等の実施（第 1 項から第 3 項まで） ① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼が乗務員</u>が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。 ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条第 1 号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成 3 年運輸省告示第 340 号）第 1 項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であって、<u>乗務員</u>が営業所以外の地で<u>乗務を開始又は終了すること</u>となることにより、<u>乗務前点呼又は乗務後点呼</u>を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導すること。 また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

- ②「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者等と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。

また、電話その他の方法による点呼を運行中に行ってはならない。

- ③「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。

- ④ ③に規定する「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、次のいずれにも該当する旅客自動車運送事業者の営業所をいう。なお、同一営業所で複数の旅客自動車運送事業を行う場合には、国土交通大臣が定めた方法による点呼を行うこととする事業ごとに、当該事業について次のいずれにも該当するか否かを判断することとする。

- (i) 開設されてから3年を経過していること。

れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

- ②「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。また、電話その他の方法による点呼を運転中に行ってはならない。

- ③「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、次のいずれにも該当する旅客自動車運送事業者の営業所をいう。なお、同一営業所で複数の旅客自動車運送事業を行う場合には、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うこととする事業ごとに、当該事業について次のいずれにも該当するか否かを判断することとする。

- (i) 開設されてから3年を経過していること。
(ii) 過去3年間所属する旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
(iii) 過去3年間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分又は警告を受けていないこと。

- ④「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(ii) 過去3年間所属する旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者等が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。

(iii) 過去3年間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分又は警告を受けていないこと。

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i) 営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「旅客IT点呼」という。）の実施方法

ア 運行管理者等は、旅客IT点呼を行う営業所（以下「旅客IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する旅客IT点呼機器（旅客IT点呼において使用する機器をいう。以下同じ。）を使用し旅客IT点呼を行うものとする

イ 運転者等は、旅客IT点呼実施営業所の車庫において、当該営業所で管理する旅客IT点呼機器を使用し旅客IT点呼を受けるものとする。

(ii) 旅客IT点呼を実施する場合における運輸支局長等への報告関係
ア～ウ （略）

(iii) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙5の届出書を提出するよう指導すること。

(iv) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器

③の営業所において④の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「旅客IT点呼」という。）
は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i) 旅客IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、旅客IT点呼を行う営業所（以下「旅客IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する④の機器を使用し旅客IT点呼を行うものとする

イ 運転者は、旅客IT点呼実施営業所の車庫において、当該営業所で管理する④の機器を使用し旅客IT点呼を受けるものとする。

(ii) 運輸支局長等への報告関係
ア～ウ （略）

（新設）

認定要領（令和５年３月３１日付 国自安第１６０号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

- (v) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
- ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙６の届出書を提出するよう指導すること。
- イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙７の届出書を提出するよう指導すること。
- ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙８の届出書を提出するよう指導すること。

⑥・⑦ （略）

⑧「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が 100km を超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前 2 時から午前 4 時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) （略）

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第 5 項）

① 業務前点呼

イ （略）

ロ. 運転者等の氏名

ハ. 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～ヌ （略）

ヘ. 運転者の酒気帯びの有無

ト～ヌ （略）

⑥・⑦ （略）

⑧「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が 100km を超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前 2 時から午前 4 時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車に乗務する運転者をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) （略）

(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第 5 項）

① 乗務前点呼

イ （略）

ロ. 運転者名

ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～ヌ （略）

ヘ. 酒気帯びの有無

ト～ヌ （略）

② 業務後点呼

イ (略)

ロ. 運転者等の氏名

ハ. 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～ト (略)

ト. 運転者の酒気帯びの有無

チ. 交替運転者等に対する通告

リ (略)

③ 業務途中点呼

イ (略)

ロ. 運転者等の氏名

ハ. 運転者等が従事している運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～リ (略)

附 則 (令和 4 年 12 月 28 日付け国自安第 122 号、国自旅第 380 号、国自整第 211 号)

改正後の通達は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 154 号、国自旅第 572 号、国自整第 278 号)

(施行期日)

1 改正後の通達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この通達の施行の際現に、遠隔点呼実施要領 (令和 3 年 12 月 27 日付 国自安第 137 号 国自旅第 393 号 国自貨第 91 号) VI又は乗務後自動点呼実施要領 (令和 4 年 12 月 20 日付 国自安第 116 号) 第 3 章Ⅳの規定により運輸支局長等に対してされている遠隔点呼又は乗務後自動点呼の実施等に係る申請又は届出は、この通達の施行後は、この通達による改正後の相当規定に基づいて、運輸支局長等に対してされた届出とみなす。

② 乗務後点呼

イ (略)

ロ. 運転者名

ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～ヘ (略)

ト. 酒気帯びの有無

チ. 交替運転者に対する通告

リ (略)

③ 乗務途中点呼

イ (略)

ロ. 運転者名

ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～リ (略)

附 則 (令和 4 年 12 月 28 日付け国自安第 122 号、国自旅第 380 号、国自整第 211 号)

改正後の通達は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。

(新設)

3 この通達の施行の際現に、自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた実証実験実施要領 IT 点呼（遠隔点呼）編（令和３年３月 国土交通省自動車局安全政策課）の規定に基づき、遠隔点呼を実施している事業者については、この通達による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

遠隔点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

- 遠隔点呼を行う旅客自動車運送事業の種類（該当するものひとつに○をつけること）
一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客
- 遠隔点呼の種類（例：営業所 - 車庫間、営業所 - 完全子会社等の営業所間等）
- 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

- 遠隔点呼開始予定日 令和 年 月 日

- 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（√）を記入すること）

☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。

- 添付書類

- 点呼機器・システムのパフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- 完全子会社等であることを示す書類（完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ）

遠隔点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 遠隔点呼を変更する旅客自動車運送事業の種類（該当するものひとつに○をつけること）
一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客

2. 遠隔点呼を変更する理由

3. 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入すること）

- ☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類

- ・追加、変更される点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- ・完全子会社等であることを示す書類（完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ）

遠隔点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者氏名
(連絡先) 電話番号
(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

1. 遠隔点呼を終了する理由

2. 終了する営業所・車庫の名称、所在地

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行っている場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地

3. 終了予定日 令和 年 月 日

業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者氏名
(連絡先) 電話番号
(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を行う旅客自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客

2. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称、 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号 についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和 5 年国土交通省告示第 266 号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類

業務後自動点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり変更しようとするので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を変更する旅客自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客

2. 業務後自動点呼を変更する理由

3. 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号 についても記載。

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和 5 年国土交通省告示第 266 号) に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類 (変更があるものについて添付すること)

- ・ 変更後の体制がわかる書類
- ・ 自動点呼機器の変更後の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・ 変更後の監視カメラの設置場所がわかる書類

業務後自動点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者氏名
(連絡先) 電話番号
(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

1. 業務後自動点呼を終了する理由

2. 終了する営業所・車庫の名称、位置

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置

3. 終了予定日 令和 年 月 日

国自安第 155 号
国自貨第 179 号
国自整第 279 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）

※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 <u>最終改正 令和 5 年 3 月 31 日</u> <u>国自安第 155 号</u> <u>国自貨第 179 号</u> <u>国自整第 279 号</u>	制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自安第 179 号 国自貨第 99 号 国自整第 279 号
第 7 条 点呼等 1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照） (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を当該運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）</u>が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。 なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。 また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。 (2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により<u>運転者等</u>と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX 等一方的な連絡方法は、該当しない。 また、電話その他の方法による点呼を<u>運行中</u>に行ってはならない。 <u>(3) 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める</u>	第 7 条 点呼等 1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照） (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で<u>乗務を開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。</u> なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。 また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。 (2) 「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により<u>運転者</u>と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX 等一方的な連絡方法は、該当しない。 また、電話その他の方法による点呼を<u>運転中</u>に行ってはならない。 <u>(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、</u>

方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。

(4) (3)に規定する「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させて

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあつては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
- ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であつて、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

いないこと。

③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。

④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(4)なお書きの営業所において点呼告示に規定する方法以外の方法により、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

① IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器（IT点呼において使用する機器をいう。以下同じ。）を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び運転者等のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者等は、IT点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理するIT点呼機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ （略）

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

③ 運輸支局長等への報告関係

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「IT点呼」という。）は以下に定めるところにより行うものとする。

① IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する(4)の機器を使用しIT点呼を受けるものとする。

ウ （略）

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

③ 運輸支局長等への報告関係

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 3 の報告書を提出するよう指導すること。また、(4)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(4)④の要件を確認し、別紙 3 の報告書の 4. の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ・ウ （略）

(6) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者等が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により IT点呼機器 による点呼（以下「遠隔地IT点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所（以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する IT点呼機器 を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者等の所属する営業所名及び運転者等の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者等は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者等が所属する営業所（以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。）で管理する IT点呼機器 を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、業務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた IT点呼機器 を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ 点呼は運転者等の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する 16

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 3 の報告書を提出するよう指導すること。また、(3)なお書きの事業者にあつては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(3)④の要件を確認し、別紙 3 の報告書の 4. の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ・ウ （略）

(6) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により (4)の機器による点呼（以下「遠隔地IT点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 運行管理者等は、遠隔地IT点呼を行う営業所（以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する (4)の機器を使用し遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼実施場所を確認するものとする。

イ 運転者は、乗務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、遠隔地IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。）で管理する (4)の機器を携行・使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他のGマーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始若しくは終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた (4)の機器を用いて遠隔地IT点呼を受ける場合はこの限りではない。

ウ 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する 16

時間以内とする。ただし、ＩＴ点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるＩＴ点呼の実施とあわせて１営業日のうち連続する１６時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他遠隔地ＩＴ点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

③ （略）

(7) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のＧマーク営業所に所属する運転者等が、同一事業者内の他のＧマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者等が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

時間以内とする。ただし、ＩＴ点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるＩＴ点呼の実施とあわせて１営業日のうち連続する１６時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア～ウ （略）

エ 上記事項その他遠隔地ＩＴ点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

③ （略）

(7) 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のＧマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のＧマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者等が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者等が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。

オ （略）

② （略）

(9) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに別紙7の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙8の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア （略）

イ グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ （略）

③ （略）

(新設)

施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 9 の届出書を提出するよう指導すること。

(10) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定要領（令和 5 年 3 月 31 日付 国自安第 160 号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

(11) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係

ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 10 の届出書を提出するよう指導すること。

イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 11 の届出書を提出するよう指導すること。

ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 12 の届出書を提出するよう指導すること。

(12) ・ (13) (略)

3. 第 5 項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(1) 業務前点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④ ・ ⑤ (略)

(新設)

(新設)

(9) ・ (10) (略)

3. 第 5 項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(1) 乗務前点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④ ・ ⑤ (略)

⑥ 運転者の酒気帯びの有無

⑦～⑩ (略)

(2) 中間点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事している運行の業務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 運転者の酒気帯びの有無

⑦～⑨ (略)

(3) 業務後点呼

① (略)

② 運転者等の氏名

③ 運転者等が従事した運行の業務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑥ (略)

⑦ 交替運転者等に対する通告

⑧ 運転者の酒気帯びの有無

⑨ (略)

附 則 (令和3年1月26日付け国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号)

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国自安第155号、国自貨第179号、国自整第279号)

(施行期日)

1 改正後の通達は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通達の施行の際現に遠隔点呼実施要領 (令和3年12月27日付国自安第137号 国自旅第393号 国自貨第91号) VI又は乗務後自動点

⑥ 酒気帯びの有無

⑦～⑩ (略)

(2) 中間点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④・⑤ (略)

⑥ 酒気帯びの有無

⑦～⑨ (略)

(3) 乗務後点呼

① (略)

② 運転者名

③ 運転者の乗務に係る 事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑥ (略)

⑦ 交替運転者に対する通告

⑧ 酒気帯びの有無

⑨ (略)

附 則 (令和3年1月26日付け国自安第179号、国自貨第99号、国自整第279号)

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。

(新設)

呼実施要領（令和４年１２月２０日付 国自安第１１６号）第３章Ⅳの規定により運輸支局長等に対してされている遠隔点呼又は乗務後自動点呼の実施等に係る申請又は届出は、この通達の施行後は、この通達による改正後の相当規定に基づいて、運輸支局長等に対してされた届出とみなす。

３ この通達の施行の際現に、自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた実証実験実施要領 IT 点呼（遠隔点呼）編（令和３年３月国土交通省自動車局安全政策課）の規定に基づき、遠隔点呼を実施している事業者については、この通達による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

遠隔点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 遠隔点呼を行う貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
一般貨物・特定貨物

2. 遠隔点呼の種類 (例: 営業所 - 車庫間、営業所 - 完全子会社等の営業所間等)

3. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称 (遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載)	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称 (型式)

4. 遠隔点呼開始予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類

- 点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- 完全子会社等であることを示す書類 (完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ)

遠隔点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 担当者氏名 _____
 (連絡先) 電話番号 _____
 (連絡先) メールアドレス _____

遠隔点呼を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 遠隔点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類（該当するものひとつに○をつけること）
 一般貨物・特定貨物

2. 遠隔点呼を変更する理由

3. 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（√）を記入すること）

☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類

- ・追加、変更される点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- ・完全子会社等であることを示す書類（完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ）

遠隔点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

1. 遠隔点呼を終了する理由

2. 終了する営業所・車庫の名称、所在地

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行っている場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地

3. 終了予定日 令和 年 月 日

業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 担当者氏名 _____
 (連絡先) 電話番号 _____
 (連絡先) メールアドレス _____

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を行う貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
 一般貨物・特定貨物

2. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号 についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和 5 年国土交通省告示第 266 号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類

業務後自動点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり変更しようとするので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
一般貨物・特定貨物

2. 業務後自動点呼を変更する理由

3. 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号 についても記載。

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

☐ 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和 5 年国土交通省告示第 266 号) に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類 (変更があるものについて添付すること)

- ・ 変更後の体制がわかる書類
- ・ 自動点呼機器の変更後の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・ 変更後の監視カメラの設置場所がわかる書類

業務後自動点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者氏名
(連絡先) 電話番号
(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

1. 業務後自動点呼を終了する理由

2. 終了する営業所・車庫の名称、位置

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置

3. 終了予定日 令和 年 月 日